

徳島県告示第五百六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称、区域、面積及び存続期間

名 称	区 域	面 積	存続期間
入田特定 猟具使用 禁止区域	徳島市入田町月ノ宮の市道入田春日橋線入田春日橋北詰を 起点とし、同所から同市道を南に進み県道神山鮎喰線との交 点に至り、同所から同県道を西に進み同市と名西郡神山町と の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み県道 神山国府線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域	六五ヘク タール	令和七年 十一月一 日から令 和十二年 十月三十 一日まで
吉野川河 口特定猟 具使用禁 止区域	徳島市東吉野町二丁目の吉野川大橋南詰を起点とし、同所 から県道徳島吉野線を西に進み新町樋門に至り、同所から吉 野川橋南詰から五本目の橋脚との見通し線を北東に進み同橋 脚に至り、同所から吉野川大橋南詰から五本目の橋脚との見 通し線を東に進み同橋脚に至り、同所から阿波しらさぎ大橋 南詰から二本目の橋脚との見通し線を東に進み同橋脚に至り 、同所から同橋東側にある吉野川中洲の北端との見通し線を 北東に進み同所に至り、同所から吉野川右岸河口の河川管理 区域境界標との見通し線を南東に進み同境界標に至り、同所 から県道沖ノ洲埠頭線を西に進み起点に至る線で囲まれた一 円の区域	二六一ヘ クタール	同
鮎喰川特 定猟具使 用禁止区 域	徳島市不動本町一丁目の不動橋北詰を起点とし、同所から 同橋を南に進み市道鮎喰・北島田堤上線との交点に至り、同 所から同市道を南西に進み上鮎喰橋東詰に至り、同所から県 道神山鮎喰線を南西に進み同市一宮町の鮎喰川に架かる水道 橋の南詰に至り、同所から同水道橋を北に進み同水道橋の北 詰に至り、同所から県道鬼籠野国府線を北東に進み上鮎喰橋 西詰に至り、同所から市道南岩延堤上線を北東に進み中鮎喰 橋西詰に至り、同所から市道不動西堤上線を北東に進み起点 に至る線で囲まれた一円の区域	一九〇ヘ クタール	同

勝浦特定 猟具使用 禁止区域	勝浦郡勝浦町大字棚野の横瀬橋東詰を起点とし、同所から町道棚野立川線を南西に進み棚野ダム南端に至り、同所から同ダムを北に進み町道横瀬立川線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み坂本川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西に進み県道徳島上那賀線坂本川橋西詰に至り、同所から同県道を北西に進み町道横瀬与川内線との交点に至り、同所から同町道を東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東に進み横瀬橋西詰に至り、同所から県道新浜勝浦線を北及び東に進み同町大字沼江字今山の今宮神社前に至り、同所から今山谷川左岸を北東に進み同川と勝浦川との合流点に至り、同所から同川左岸を北西に進み同町と徳島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み県道徳島上那賀線との交点に至り、同所から同県道を南及び西に進み生名谷橋東で町道生名中央線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み同町大字久国字時安で同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	三七七ヘクタール 同
藍住特定 猟具使用 禁止区域	板野郡上板町第十新田の第十樋門橋南詰を起点とし、同所から旧吉野川右岸を北東、北及び東に進みJR高德線との交点に至り、同所から同線を南に進み県道土成徳島線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道徳島北灘線四国三郎橋北詰に至り、同所から同県道を南に進み吉野川左岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二、〇三〇ヘクタール 同
宮川内容 川特定猟 具使用禁 止区域	板野郡板野町大寺の豊年橋南詰を起点とし、同所から宮川内容川右岸堤防を西及び南西に進み同郡上板町と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を東及び北に進み下原樋門南詰に至り、同所から同樋門を北に進み町道五二七号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道三五七号線との交点に至り、同所から同町道を北及び北西に進み赤鳥居橋西詰に至り、同所から町道二号線を東及び南東に進み日吉橋北詰に至り、同所から同堤防を北東に進み切原橋北詰に至り、同所から町道四号線を北に進み八坂橋北詰に至り、同所から町道三九五号線を南東に進み同町と同郡板野町との境界線との交点に至り、同所から同堤防を東に進み唐ノ口谷川との交点に至り、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南東に進み同堤防との交	五六ヘクタール 同

那賀川・羽ノ浦特定猟具使用禁止区域	点に至り、同所から同堤防を東に進み豊年橋北詰に至り、同所から同橋を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
阿南市平野部特定猟具使用禁止区域	阿南市那賀川町中島の一般国道五五号と県道中島古庄線との交点を起点とし、同所から同県道を西に進み県道阿南羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み市道古毛古庄堤防線との交点に至り、同所から同市道を西に進み県道勝浦羽ノ浦線との交点に至り、同所から同県道を東に進み市道岩脇公園二号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み羽ノ浦山並み遊歩道の起点に至り、同所から同遊歩道を北に進み同市と小松島市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一、五六〇ヘクタール	同
阿南市平野部特定猟具使用禁止区域	阿南市上中町的那賀川橋南詰を起点とし、同所から県道富岡港南島線を東に進み同市辰己町の同県道終点に至り、同所から防潮堤を南東及び南に進み派川那賀川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に進み桑野川左岸を経て南西に進み同市横見町の同川を渡る水道管との交点に至り、同所から同水道管を南東に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東及び東に進み派川那賀川右岸を経て淡島海岸防潮堤（一部山裾）との交点に至り、同所から同防潮堤（一部山裾）を南西に進み県道富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道畛中林線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道中林中線との北側の交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道畛中林線との南側の交点に至り、同所から同市道を西に進み県道戎山中林富岡港線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道北ノ脇大浜線との交点に至り、同所から同市道を東に進み防潮堤との交点に至り、同所から同防潮堤を南西に進み同防潮堤の南端に至り、同所から歩道を西に進み市道北ノ脇南林線との交点に至り、同所から同市道を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道長浜大潟線との交点に至り、同所から同市道を南に進み市道大潟団地海岸線との交点に至り、同所から同市道を南及び西に進み住吉神社に至り、同所から防潮堤を西に約六〇〇メートル進み答島港東岸壁との交点に至り、同所から答島港の海上を西に進み対岸の同市津乃峰町と同市橘町との境界線の東端に至り、同所から同境界線を西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北	三、六〇〇ヘクタール	同

	に進み県道津乃峰筒崎線との交点に至り、同所から同県道を西に進み国道を経てＪＲ牟岐線露田踏切に至り、同所から同線を北東に進み阿波橋駅を経て橋第一踏切に至り、同所から市道津乃峰参道線を北及び西に進み津乃峰鳥獣保護区との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み津峯神社に至り、同所から同市見能林町と同市長生町との境界線を北に進み同市長生町と同市宝田町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み桑野川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西に進み長生橋との交点に至り、同所から同橋を南に進み同川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み明谷橋東詰に至り、同所から同橋を西に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を北に進み市道西方下大野線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み熊谷川との交点に至り、同所から同川を北及び北西に進み那賀川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北に進み畑田川との交点に至り、同所から同川を北東に進み水路との交点に至り、同所から同水路を北東に進み県道阿南勝浦線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み持井橋南詰に至り、同所から市道那賀川堤上線を東に進み県道大井南島線との交点に至り、同所から同県道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域		
宇井谷・桑野谷特定猟具使用禁止区域	阿南市新野町廿枝の県道羽ノ浦福井線と市道廿枝室ノ久保線との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み県道阿南相生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み県道山口鉦打線との交点に至り、同所から同県道を北東及び北西に進み市道薫野重友線薫野橋南詰に至り、同所から同市道を北東に進み桑野川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北西及び東に進み一般国道一九五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道羽ノ浦福井線との交点に至り、同所から同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四四三ヘクタール	同
牟岐・灘特定猟具使用禁止区域	海部郡牟岐町大字橘のＪＲ牟岐線辺川駅を起点とし、同所から町道辺川駅前線を東に進み町道小松線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み標柱（徳島県公安委員会牟岐警察署管理）に至り、同所から北東に入る道を進み谷に至り、同所から同谷を南に進み町道なぎ線との交点に至り、同所か	五六五ヘクタール	同

脇町・岩	ら同町道を南西に進み町道辺川二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道辺川一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道横瀬一号線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を西に進み町道牟岐橋との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道大坪線との交点に至り、同所から同町道を東に進み北側の山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み町道市宇谷二号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道市宇谷一号線との交点に至り、同所から同町道を東に進み山道との交点に至り、同所から同山道を東に進み県道日和佐牟岐線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み第四展望台を経て谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進み小張崎を経て家谷造船所に至り、同所から漁港突堤を西に進み対岸の突堤を経て牟岐町漁業協同組合倉庫（旧皆谷造船所）に至り、同所から海岸線を南及び西に進み内妻川河口の同国道内妻大橋に至り、同所から同国道を北東に進み町道大谷一号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み山道との交点に至り、同所から同山道を南西に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を西に進み更に山田トンネルを越え西及び北西に進み四国電力送配電送電線との交点に至り、同所から同送電線を北東に進み町道不動前一号線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み町道大山二号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み町道奥前線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み旧百々観音に向かう山道（光明精舎西側）との交点に至り、同所から同山道を北及び南東に進み谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み正観寺に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み正観寺天照殿を経て天照殿横に至り、同所から杉谷ハイツ西側の四国電力送配電送電線甲浦支線鉄塔との見通し線を南東に進み同鉄塔に至り、同所から送電線を北東に進み海部老人ホーム南の稜線上の同送電線鉄塔に至り、同所から同老人ホーム建物東端との見通し線を北に進み同町大字中村と同町大字川長との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進みJR牟岐線との交点に至り、同所から同線を北及び北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
一、二七	同
美馬市脇町野村の県道鳴門池田線と野村谷川との交点を起	

倉特定猟 具使用禁 止区域	点とし、同所から同川を北に進み徳島自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東に進み県道大谷脇町線との交点に至り、同所から同県道を北に進み大谷川橋西詰に至り、同所から市道脇町五号線を東に進み市道脇町一七号線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道脇町一八号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道脇町二八一号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み一般国道一九三号との交点に至り、同所から同国道を北及び南に進み上曽江谷橋西詰に至り、同所から市道脇町五二〇号線を南東に進み同市と阿波市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み県道鳴門池田線との北側の交点に至り、同所から同県道を西に進み同国道との交点に至り、同所から同堤防を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	四ヘクタール
大川持特 定猟具使 用禁止区 域	三好市山城町末貞の一般国道三二号と一般国道三一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西に進み青雲橋南詰に至り、同所から同橋を北に進み銅山川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西に一四〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み林道大川持線との交点に至り、同所から同林道を東に進み市道大川持五号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大川持一号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から同市道を北に進み市道大川持三号線との交点に至り、同所から同市道を西及び北東に進み市道大川持明神線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み市道大門川口線との交点に至り、同所から対岸稜線突端との見通し線を南東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	二五ヘクタール
池田特定 猟具使用 禁止区域	三好市井川町西井川の一般国道三二号四国中央橋南詰を起点とし、同所から同国道を西及び南西に進み市道細野板野線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道野呂内三縄停車場線との交点に至り、同所から同県道を南に進み県道三縄停車場黒沢線との交点に至り、同所から同県道を南に進み市道漆川橋大利線との交点に至り、同所から同市道を南に進み県道山城東祖谷山線との交点に至り、同所から同県道を北に進み同国道との交点に至り、同所から同国道を北に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み	三八二ヘクタール
	同	同

			県道白地州津線との交点に至り、同所から同県道を北東及び東に進み一般国道三二号との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市池田町白地の白地牧場の外周で囲まれた区域
滝久保特定猟具使用禁止区域	三好郡東みよし町東山字滝久保の町道岸上滝久保線と松葉谷との交点（指出橋）を起点とし、同所から同谷を北西に進み滝久保谷川支流との交点に至り、同所から同川支流を北東に進み町道男山滝久保線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み町道滝久保中線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道岸上滝久保線との交点に至り、同所から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	六二ヘクタール	同
吹特定猟具使用禁止区域	三好市井川町井内東の県道大利辻線と影谷との交点を起点とし、同所から同谷を東に進み農道檜山吹線との交点に至り、同所から同農道を南西に進み農道吹正夫線との交点に至り、同所から同農道を東に進み正夫谷との交点に至り、同所から同谷を西に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	七〇ヘクタール	同
貞光第二特定猟具使用禁止区域	美馬郡つるぎ町半田字中藪の美馬橋南詰を起点とし、同所から同橋を北に進み同町と美馬市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東、北東及び南に進み一般国道一九二号との交点に至り、同所から同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一七一ヘクタール	同